

扶桑町議会議案第 5 2 号

扶桑町手数料条例の一部を改正する条例について

扶桑町手数料条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

愛知県丹羽郡扶桑町長 鯖 瀬 武

提案理由

多機能端末機において所得証明等の取得が可能になることに伴い、条例を改正したいので提案します。

扶桑町手数料条例の一部を改正する条例

扶桑町手数料条例（昭和 33 年扶桑町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出しを「（徴収事項及び金額）」に改め、同条中「の額」を「を徴収する事項及び金額」に改める。

第 3 条を次のように改める。

（徴収の時期等）

第 3 条 手数料は、前条に規定する事項についての申請、交付又は閲覧の際、申請者から徴収する。ただし、町長が適当と認める場合は、別に定める時期に手数料を徴収することができる。

2 前項の規定にかかわらず、多機能端末機（本町の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機で、利用者が利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は同法第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）を使用して暗証番号の入力その他必要な操作をすることにより、自動的に証明等の交付申請の受付及びその交付をする機能を有するものをいう。以下同じ。）により証明等を交付した場合は、交付の際に申請者から手数料を徴収したものとみなす。

3 手数料は、その納付後に申請事項を取り消し、又は変更した場合においても還付しない。

4 前条に規定する事項について、交付の際に送付に要する費用が生じる場合は、その実費に相当する額を前条に規定する金額のほかに申請者から徴収する。

第 4 条を第 5 条とし、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（免除）

第 4 条 手数料は、次の各号のいずれかに該当するものについては、第 2 条の規定にかかわらず徴収しない。ただし、多機能端末機により徴収する手数料については、この限りでない。

(1) 法令の規定により無料で取扱いをしなければならないもの

(2) 官公署が事務上の必要から請求するもの

(3) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定により保護を受けてい

る者が直接必要とするため申請するもの

(4) 公的年金給付の受給権者の生存に関するもので、その者の戸籍又は住民票の記載事項の証明をするもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条の規定に基づき審理員（同法第9条第3項の規定により読み替える場合にあつては審査庁、他の法律において準用する場合にあつては当該法律の規定により読み替えられたもの。以下この号において同じ。）が行う提出書類等の写し等の交付にあつては当該審理員、同法第81条の規定に基づき同条の機関が行う主張書面等の写し等の交付にあつては当該機関）が特別の事情があると認めたもの

別表中「別表」を「別表（第2条関係）」に、「

種類	単位	金額（単位円）	備考
町税に関する証明	1枚	200	1年度1税目1納税義務者をもって1枚とする。（併せて賦課し、徴収する税目にあつては1税目とする。）
固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書	1枚	200	1年度1納税義務者をもって1枚とする。
固定資産課税台帳の閲覧	1件	200	1年度1納税義務者をもって1件とする。
事業に関する証明	1枚	200	
住宅用家屋証明申請手数料	1件	1,300	

公簿、図面に関する証明	1 枚	2 0 0	
公簿、図面に関する閲覧	1 件	2 0 0	公簿は1冊、図面は1面をもって1件とする。
臨時運行許可申請手数料	1 両	7 5 0	
戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書	1 通	4 5 0	
戸籍電子証明書提供用識別符号	1 件	4 0 0	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項及び除籍電子証明書提供用識別符号の項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行

			に係る戸籍電子 証明書が 同条第1項の規 定により同項に 規定する電子情 報処理組織を使 用する方法によ り行われた場合 に限る。)にお ける当該発行及 び戸籍電子証明 書提供用識別符 号の発行に係る 戸籍電子証明書 の請求を行う者 が同時に当該戸 籍電子証明書が 証明する事項と 同一の事項を証 明する戸籍の謄 本若しくは抄本 又は戸籍証明書 の請求を行う場 合における当該 発行を除く。)
除かれた戸籍の謄本若しくは抄本 又は除籍証明書	1 通	7 5 0	
除籍電子証明書提供用識別符号	1 件	7 0 0	情報通信技術を 活用した行政の 推進等に関する 法律第7条第1

		項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を
--	--	---

			行う場合における当該発行を除く。)
--	--	--	-------------------

」を「

事項	単位	金額（単位円）	備考
所得証明又は課税証明若しくは非課税証明	1 件	2 0 0	多機能端末機による交付の場合にあつては、1 件につき 1 0 0 円とする。
町税その他公課に関する証明のうち、所得証明、課税証明及び非課税証明を除くもの	1 件	2 0 0	
固定資産課税台帳に記載されている事項の証明	1 件	2 0 0	1 年度 1 納税義務者をもって 1 件とする。
固定資産課税台帳の閲覧	1 件	2 0 0	1 年度 1 納税義務者をもって 1 件とする。
事業に関する証明	1 件	2 0 0	
住宅用家屋証明	1 件	1 , 3 0 0	
公簿又は図面に関する証明	1 件	2 0 0	
公簿又は図面に関する閲覧	1 件	2 0 0	公簿は 1 冊、図面は 1 面をもって 1 件とする。

臨時運行許可	1 両	7 5 0	
戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍 証明書	1 件	4 5 0	
戸籍電子証明書提供用識別符号	1 件	4 0 0	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 1 号）第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項及び除籍電子証明書提供用識別符号の項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使

			用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。
除かれた戸籍の謄本若しくは抄本 又は除籍証明書	1 件	7 5 0	
除籍電子証明書提供用識別符号	1 件	7 0 0	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子

			証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。
--	--	--	---

」に、「

届出・申請の受理若しくは届出書	1 通	3 5 0	
-----------------	-----	-------	--

その他の書類の記載事項証明書又は届書等情報の内容の証明書			
上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理証明	1 通	1, 4 0 0	
届出その他の書類の閲覧又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧	1 件	3 5 0	
住民票の写し	1 通	2 0 0	多機能端末機 (本町の電子計算組織と電気通信回線で接続された端末機であって各種証明書が印刷されるものをいう。以下同じ。)により交付を受ける場合にあっては、それぞれ 1 通につき 1 0 0 円とする。
戸籍の附票の写し	1 枚	2 0 0	

」を「

戸籍に関する届出若しくは申請の受理証明、届書等に記載した事項に関する証明又は届書等情報の内容の証明	1 件	3 5 0	
---	-----	-------	--

上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理証明	1 件	1, 4 0 0	
戸籍法（昭和 2 2 年法律第 2 2 4 号）第 4 8 条第 2 項（同法第 1 1 7 条において準用する場合を含む。）の書類又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧	1 件	3 5 0	
住民票の写し	1 件	2 0 0	多機能端末機による交付の場合にあつては、1 件につき 1 0 0 円とする。
戸籍の附票の写し	1 件	2 0 0	

」に、「

住民票記載事項証明	1 枚	2 0 0	
身元に関する証明	1 枚	2 0 0	
印鑑登録証明	1 枚	2 0 0	多機能端末機により交付を受ける場合にあつては、それぞれ 1 枚につき 1 0 0 円とする。
住民票の写し等交付事実証明	1 枚	2 0 0	

」を「

住民票記載事項証明	1 件	2 0 0	
-----------	-----	-------	--

身元に関する証明	1 件	2 0 0	
印鑑登録証明	1 件	2 0 0	多機能端末機による交付の場合にあつては、1 件につき 1 0 0 円とする。
住民票の写し等交付事実証明	1 件	2 0 0	

」に、「農地台帳記録事項要約書」を「又は農地台帳記録事項要約書」に、「農地台帳及び農地台帳記録事項要約書は 1 枚」を「1 筆」に改め、「（平成 26 年法律第 68 号）」を削り、「第 38 条第 1 項」の次に「（同法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する場合及び他の法律において準用する場合を含む。）の規定」を、「提出書類等」の次に「又は同法第 81 条第 3 項において準用する同法第 78 条第 1 項の規定に基づく主張書面等」を加え、「写しの」を「写し等の」に、「日本工業規格 A 3 判」を「日本産業規格 A 列 3 番」に、「日本工業規格 B 4 判」を「日本産業規格 B 列 4 番」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の扶桑町手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請による事務に係る手数料について適用し、同日前の申請による事務に係る手数料については、なお従前の例による。

扶桑町手数料条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<u>(徴収事項及び金額)</u> 第2条 <u>手数料を徴収する事項及び金額は、別表のとおりとする。</u> <u>(徴収の時期等)</u> 第3条 <u>手数料は、前条に規定する事項についての申請、交付又は閲覧の際、申請者から徴収する。ただし、町長が適当と認める場合は、別に定める時期に手数料を徴収することができる。</u>	<u>(手数料の額)</u> 第2条 <u>手数料の額は、別表のとおりとする。</u> <u>(手数料の徴収)</u> 第3条 <u>手数料は、閲覧、照合、証明及び謄本、抄本又はその他請求のあったときこれを徴収する。ただし、次に掲げるものは徴収しない。</u> (1) <u>法令の規定により取扱うもの</u> (2) <u>本町の住民で現に公費の扶助を受けるもの又は手数料を納めることができないと認めるもの</u> (3) <u>営利の目的にあらずして公益のためにするもの</u> (4) <u>官公署より請求があったもの</u> (5) <u>公務員が職務上の必要で請求したもの</u> (6) <u>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）その他の法令で定めるものにあつて公的年金給付の受給権者の生存に係る戸籍に関する証明</u> (7) <u>公的年金給付の受給権者の生存に係る住民基本台帳に関する証明</u> (8) <u>地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第3項又は第</u>

新	旧
2 前項の規定にかかわらず、多機能 <u>端末機（本町の電子計算機と電気通 信回線により接続された端末機で、 利用者が利用者証明用電子証明書 （電子署名等に係る地方公共団体情 報システム機構の認証業務に関する 法律（平成14年法律第153号） 第22条第1項に規定する個人番号 カード用利用者証明用電子証明書又 は同法第35条の2第1項に規定す る移動端末設備用利用者証明用電子 証明書をいう。）を使用して暗証番 号の入力その他必要な操作をするこ とにより、自動的に証明等の交付申 請の受付及びその交付をする機能を 有するものをいう。以下同じ。）に より証明等を交付した場合は、交付 の際に申請者から手数料を徴収した ものとみなす。</u> 3 手数料は、その納付後に申請事項 <u>を取り消し、又は変更した場合にお いても還付しない。</u> 4 前条に規定する事項について、交 付の際に送付に要する費用が生じる 場合は、その実費に相当する額を前 条に規定する金額のほかに申請者か	<u>419条第8項の規定により公示 した期間において納税義務者の閲 覧に供するもの</u> <u>(9) その他特に町長が必要と認めた もの</u>

新	旧
<u>ら徴収する。</u> <u>(免除)</u> <u>第4条 手数料は、次の各号のいずれかに該当するものについては、第2条の規定にかかわらず徴収しない。</u> <u>ただし、多機能端末機により徴収する手数料については、この限りでない。</u> <u>(1) 法令の規定により無料で取扱いをしなければならないもの</u> <u>(2) 官公署が事務上の必要から請求するもの</u> <u>(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている者が直接必要とするため申請するもの</u> <u>(4) 公的年金給付の受給権者の生存に関するもので、その者の戸籍又は住民票の記載事項の証明をするもの</u> <u>(5) 前各号に掲げるもののほか、町長（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条の規定に基づき審理員（同法第9条第3項の規定により読み替える場合にあつては審査庁、他の法律において準用する場合にあつては当該法律の規定により読み替えられたもの。以下この号において同じ。）が行う提出書類等の写し等の交付</u>	

新	旧
<u>にあっては当該審理員、同法第 8 1 条の規定に基づき同条の機関が行う主張書面等の写し等の交付にあつては当該機関）が特別の事情があると認めたもの</u> (過料) <u>第 5 条</u> (略)	 (過料) <u>第 4 条</u> (略)

新

別表（第2条関係）

事項	単位	金 額 （単位 円）	備考
所得証明又は課税証明若しくは非課税証明	1 件	200	多機能端末機による交付の場合にあっては、1 件につき 100 円とする。
町税その他公課に関する証明のうち、所得証明、課税証明及び非課税証明を除くもの	1 件	200	
固定資産課税台帳に記載されている事項の証明	1 件	200	1 年度 1 納税義務者をもって 1 件とする。
固定資産課税台帳の閲覧	1 件	200	1 年度 1 納税義務者をもって 1 件とする。
事業に関する証明	1 件	200	
住宅用家屋証明	1 件	1, 300	
公簿又は図面に関する証明	1 件	200	
公簿又は図面に関する閲覧	1 件	200	公簿は 1 冊、図面は 1 面をもって 1 件とする。
臨時運行許可	1 両	750	

新

戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書	1 件	450	
戸籍電子証明書提供用識別符号	1 件	400	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項及び除籍電子証明書提供用識別符号の項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行

新

			われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。
除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書	1 件	750	
除籍電子証明書提供用識別符号	1 件	700	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第 7 条第 1 項の規定により同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子

新

			証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。
戸籍に記載した事項に関する証明	1 件	350	

新

除かれた戸籍に記載した事項に関する証明	1 件	450	
戸籍に関する届出若しくは申請の受理証明、届書等に 記載した事項に関する証明又は届書等情報の内容の証 明	1 件	350	
上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は 認知の届出の受理証明	1 件	1,400	
戸籍法（昭和22年法律第224号）第48条第2項（同法第 117条において準用する場合を含む。）の書類又は届書 等情報の内容を表示したものの閲覧	1 件	350	
住民票の写し	1 件	200	多機能端末機に よる交付の場合 にあつては、1 件につき100円 とする。
戸籍の附票の写し	1 件	200	
住民票の閲覧	1 件	200	閲覧簿1人を1 件とする。
住民票記載事項証明	1 件	200	
身元に関する証明	1 件	200	
印鑑登録証明	1 件	200	多機能端末機に よる交付の場合 にあつては、1 件につき100円 とする。

新

新				
住民票の写し等交付事実証明		1 件	200	
認知症高齢者等家族支援サービス事業の利用		1 月	630以内	金額は、貸与機器の種類に応じ町長が定める。
(略)				
農地台帳の閲覧又は農地台帳記録事項要約書の交付		1 件	100	1 筆をもって 1 件とする。
(略)				
行政不服審査法第38条第 1 項（同法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する場合及び他の法律において準用する場合を含む。）の規定に基づく審査請求に係る提出書類等又は同法第81条第 3 項において準用する同法第78条第 1 項の規定に基づく主張書面等の写し等の交付（電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を含む。）	白黒で複写し、又は出力したものを交付する場合	日本産業規格 A 列 3 番以下の大きさの用紙 1 枚につき	10	両面に複写し、又は出力したものについては、片面ごとに 1 枚とする。
	カラーで複写し、又は出力したものを交付する場合	日本産業規格 B 列 4 番以下の大きさの用紙 1 枚につき	50	
		日本産業規格	80	

新				
		<u>A 列 3</u> 番の 大 き さ の 用 紙 1 枚 に つ き		

旧

別表

種類	単位	金 額 (単 位 円)	備考
町税に関する証明	1 枚	200	1 年度 1 税目 1 納税義務者をもって 1 枚とする。 (併せて賦課し、徴収する税目にあつては 1 税目とする。)
固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書	1 枚	200	1 年度 1 納税義務者をもって 1 枚とする。
固定資産課税台帳の閲覧	1 件	200	1 年度 1 納税義務者をもって 1 件とする。
事業に関する証明	1 枚	200	
住宅用家屋証明申請手数料	1 件	1, 300	
公簿、図面に関する証明	1 枚	200	
公簿、図面に関する閲覧	1 件	200	公簿は 1 冊、図面は 1 面をもって 1 件とする。
臨時運行許可申請手数料	1 両	750	

旧			
戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書	1 通	450	
戸籍電子証明書提供用識別符号	1 件	400	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項及び除籍電子証明書提供用識別符号の項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行

旧

			われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)
除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書	1 通	750	
除籍電子証明書提供用識別符号	1 件	700	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子

旧			
			証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）
戸籍に記載した事項に関する証明	1 件	350	

旧			
かれた戸籍に記載した事項に関する証明	1 件	450	
届出・申請の受理若しくは届出書その他の書類の記載事項証明書又は届書等情報の内容の証明書	1 通	350	
上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理証明	1 通	1,400	
届出その他の書類の閲覧又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧	1 件	350	
住民票の写し	1 通	200	多機能端末機（本町の電子計算組織と電気通信回線で接続された端末機であって各種証明書が印刷されるものをいう。以下同じ。）により交付を受ける場合にあっては、それぞれ 1 通につき 100 円とする。
戸籍の附票の写し	1 枚	200	
住民票の閲覧	1 件	200	閲覧簿 1 人を 1 件とする。
住民票記載事項証明	1 枚	200	
身元に関する証明	1 枚	200	

旧				
印鑑登録証明		1 枚	200	多機能端末機により交付を受ける場合にあつては、それぞれ 1 枚につき 100 円とする。
住民票の写し等交付事実証明		1 枚	200	
認知症高齢者等家族支援サービス事業の利用		1 月	630以内	金額は、貸与機器の種類に応じ町長が定める。
(略)				
農地台帳の閲覧、 <u>農地台帳記録事項要約書</u> の交付		1 件	100	<u>農地台帳及び農地台帳記録事項要約書は 1 枚</u> をもって 1 件とする。
(略)				
行政不服審査法 <u>(平成26年法律第68号)</u> 第38条第 1 項に基づく審査請求に係る提出書類等の <u>写しの交付</u> （電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を含む。）	白黒で複写し、又は出力したものを交付する場合	<u>日 本 工 業 規 格</u> <u>A 3 判</u> 以 下 の 大 き さ の 用 紙 1 枚 に つ き	10	両面に複写し、又は出力したものについては、片面ごとに 1 枚とする。
	カラーで複写し、又は出	<u>日 本 工</u>	50	

旧				
	力したものを交付する場合	業規格 B 4 判 以下の 大きさ の用紙 1 枚に つき		
		日本工 業規格 A 3 判 の大き さの用 紙 1 枚 につき	80	